六　図面に関する一般知識
七　保安基準その他の自動車の整備に関する法規

（二級の技能検定）

第八条　二級の技能検定の学科試験及び実技試験は、次の表の自動車の種類の欄に掲げる自動車に関し、それぞれ同表の学科試験の科目の欄及び実技試験の科目の欄に掲げる科目について行う。

技能検定の種類	自動車の種類	学科試験の科目	実技試験の科目
二級自動車整備士（総合）の技能検定	全ての自動車	一　構造、機能及び取扱法に関する一般知識 二　点検、修理、調整及び完成検査の方法 三　整備用の試験機、計量器及び工具の構造、機能及び取扱法に関する一般知識 四　材料及び燃料油脂の性質及び用法に関する一般知識 五　図面に関する初等知識 六　保安基準その他の自動車の整備に関する法規	一　基本工作 二　点検、分解、組立て、調整及び完成検査 三　一般的な修理 四　整備用の試験機、計量器及び工具の取扱い
二級自動車整備士（二輪）の技能検定	二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車		

一　普通自動車であつて次に掲げるもの以外のもの
　イ　車両総重量が八トン以上
　ロ　最大積載量が二トン超
　ハ　乗車定員が十一人以上
二　四輪の小型自動車
三　三輪の小型自動車
四　四輪の軽自動車
五　三輪の軽自動車
六　小型特殊自動車

一級小型自動車整備士の技能検定

一級二輪自動車整備士の技能検定

二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車

六　図面に関する一般知識
七　保安基準その他の自動車の整備に関する法規

（二級の技能検定）

第八条　二級の技能検定の学科試験及び実技試験は、次の表の自動車又はシャシの種類の欄に掲げる自動車又はシャシに関し、それぞれ同表の学科試験の科目の欄及び実技試験の科目の欄に掲げる科目について行う。

技能検定の種類	自動車又はシャシの種類	学科試験の科目	実技試験の科目
二級ガソリン自動車整備士の技能検定	普通ガソリン自動車（ガソリン・エンジンを原動機とする普通自動車をいう。以下同じ。）、小型四輪ガソリン自動車（ガソリン・エンジンを原動機とする四輪の小型自動車をいう。以下同じ。）、三輪の小型自動車、四輪の軽自動車及び三輪の軽自動車	一　構造、機能及び取扱法に関する一般知識 二　点検、修理、調整及び完成検査の方法 三　整備用の試験機、計量器及び工具の構造、機能及び取扱法に関する一般知識 四　材料及び燃料油脂の性質及び用法に関する一般知識 五　図面に関する初等知識 六　保安基準その他の自動車の整備に関する法規	一　基本工作 二　点検、分解、組立て、調整及び完成検査 三　一般的な修理 四　整備用の試験機、計量器及び工具の取扱い